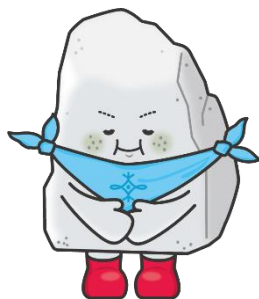


— 令和8年度 —

太子町 防犯カメラ設置補助 事業募集のご案内



太子町では、地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して、補助を行っています。

募集期間

令和8年4月27日（月）～7月31日（金）必着

太子町

応募窓口： 太子町生活福祉部生活環境課 門田
〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280 番地1
TEL 079-277-1015
FAX 079-277-2201

目 次

募集要項

1 事業趣旨	1
2 募集期間・応募方法	1
3 補助額等	1
4 補助の要件	2
5 その他手続きに関する留意事項	3
6 参考事項	4

Q & A

5

提出書類の記載例

○応募書	6
○収支予算書	7
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	8
○地域合意書及び維持管理等誓約書	9
○地域安全マップについて	10・11
○防犯カメラ等管理運用規程	12

様 式

○応募書	
○収支予算書	
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	
○地域合意書及び維持管理等誓約書	
○防犯カメラ等管理運用規程	
○(参考)地域安全マップ	
○(参考)同意書	

令和8年度太子町防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 事業趣旨

まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援することにより、地域の見守り力の向上を図る。

※ 防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

2 募集期間・応募方法

募 集 期 間	令和8年4月27日（月）～ 7月31日（金）（必着）
応 募 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ① 所定の応募書及び関係書類を作成のうえ、応募窓口（表紙参照）へ郵送又は持参により提出してください。 ② 応募書等の様式は、太子町ホームページからダウンロードできます。 ③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、1団体に1カ所とします。
応募に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和8年度太子町防犯カメラ設置補助事業応募書 ② 収支予算書 ③ 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書 ④ 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費） ⑤ 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの） ⑥ 地域合意書及び維持管理等誓約書 ⑦ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑧ 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの） ⑨ 防犯カメラ等管理運用規程 ⑩ 応募団体規約のコピー ⑪ 応募団体役員名簿のコピー
補助金交付申請団体の採択	<ul style="list-style-type: none"> ① 募集終了後、交付申請団体を採択します。 ② 採択は、応募関係書類を審査のうえ、過去の補助状況、犯罪発生状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性・妥当性などを総合的に審査のうえ決定します。 ③ 採択された団体は、補助金交付申請手続きを経て、補助金交付決定の通知を受けたうえで事業に着工していただくこととなります。 ④ 審査の結果、不採択となる場合があります。

3 補助額等

補 助 額	<p style="text-align: center;">1カ所8万円を上限に補助</p> <p>※1カ所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。 ※複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1カ所とする。</p>
補 助 箇 所 数	12カ所
補 助 対 象 経 費	犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費
補 助 対 象 期 間	交付決定日から令和9年1月31日までに設置が完了する事業

4 補助の要件

補助対象団体	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。</p> <p>① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。</p> <p>④ 規約や代表者を決めていること。</p>
撮影場所	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。</p> <p>② 撮影画像のうち概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。</p> <p>③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。</p> <p>④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。</p>
カメラの機能要件 (レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。</p> <p>① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く）</p> <p>③ 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。</p> <p>⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>
レコーダーの機能要件	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。</p> <p>① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</p> <p>② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。</p> <p>③ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。</p> <p>④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。</p>
標識の掲出	<p>防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
地域安全マップの作成	<p>応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること（P4、P10、P11参照）。</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。</p>
設置許可	<p>防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。</p>
防犯カメラ等管理運用規程の制定	<p>以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。</p> <p>① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示</p> <p>③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④ 記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤ 苦情処理対応</p> <p>⑥ その他防犯カメラの運用に関すること</p>
記録した映像の漏洩防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <p>① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。</p> <p>② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。</p>

5 その他手続きに関する留意事項

補助金交付申請手続きについて	補助金交付申請には、補助金交付申請書、設置許可証等の写しの提出が必要です。審査が終了後、補助金交付決定通知書を団体代表へお送りします。
工事等の着工について	防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定通知後に着手してください。
設置場所の許可について	<p>防犯カメラ設置には、必ず 設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。</p> <p>電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。</p> <p>道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可（道路占用許可、法定外公共物使用許可等）が必要となりますので、管理担当課（県道：たつの土木事務所、町道：まちづくり課）と協議してください。</p> <p>設置許可は補助の要件となりますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いいたします。</p>
設置に関する合意について	撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。
補助事業実績報告書の提出期限について	事業完了日から30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類の提出 をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
補助金の支払いについて	<p>補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。</p> <p>補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。</p>
補助対象外となる経費及び事業について	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 町が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業
採択・交付決定の取消し、補助金の返還について	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 太子町防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。 ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 ④ 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

6 参考事項

(1) 地域安全マップの作成要領

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、**地域安全マップを補助事業応募に必要な書類**としていますので、以下の要領により作成をお願いします。

作成要領		
危険箇所の選定基準	① 入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ② 見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。	
地図の体裁	① 作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ② 用紙サイズはA4又はA3とする。 ③ 地図の作成範囲は、概ね応募団体の活動範囲とする。 ④ 縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 ※ 地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。	
検討・調査事項の例 (右記ゴシック表記の事項は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	危険箇所(入りやすい場所、見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等を表示
	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示
	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

(2) 太子町県防犯カメラ設置補助事業の手続きの概要

	手続きの順序	手続き者	概要	
	1	補助事業への応募	団体	太子町へ応募書及び必要書類を提出
	2	交付申請団体の採択	町	応募団体へ結果を文書で通知
☆	3	補助金交付申請	団体	採択団体が、町へ補助金交付申請書等を提出
☆	4	補助金交付決定	町	申請書類審査、補助金交付決定通知書を送付
	5	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施
	6	補助事業実績報告	団体	事業完了後30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出
	7	実績確認・補助金確定	町	補助実績報告書等を審査、補助金額を確定し、補助額確定通知書を送付
	8	請求書の提出	団体	太子町防犯カメラ設置補助金請求書を提出
	9	補助金の支払い	町	補助金を団体の指定口座へ振込(精算払い)

☆ 上記3において防犯カメラの設置が採択された団体には、補助金交付申請等の書類の提出をいただくこととなりますが、その提出については別途お知らせいたします。

☆ 上記4において補助金交付決定通知を受けた後、事業の実施になります。

(4) 警察への情報提供

効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報については、警察へ情報提供します。

Q & A

1	応募書のチェック欄は誰が記載するのですか。	応募団体の代表者が記載 してください。 応募に必要な添付書類をチェックするために活用します。
2	複数箇所の応募は可能ですか。	1団体1カ所の応募となります。
3	地域の合意とは何ですか。	応募団体内で、防犯カメラの機器、設置場所、適正運用、維持管理、運用経費支出等の合意が得られていることです。
4	地域の合意を示す書面の提出は必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 補助事業の利用について応募団体内の合意、防犯カメラの適正管理の意思を確認します。(別添「地域合意書及び維持管理等誓約書」参照)
5	防犯カメラ等管理運用規程は必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 補助事業で設置する防犯カメラについては、太子町防犯カメラ設置補助金交付要綱において補助要件としております。(別添「防犯カメラ等管理運用規程」参照)
6	応募後に金額や仕様の変更があった場合に提出する書類は何ですか。	防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書を作成のうえ、変更事項を示す書面(見積書、仕様書等)を添付して太子町へ提出してください。
7	地域安全マップは、応募時に提出が必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 設置場所の危険性の検討結果について審査します。
8	なぜ、地域安全マップが必要なのですか。	応募団体が抽出した危険箇所に防犯カメラを設置することで、効果的な防犯カメラの設置を図るためです。
9	防犯カメラの設置場所等について警察との相談は必要ですか。	必ずたつの警察署又は最寄りの交番へ相談してください。 たつの警察署には、応募団体からの防犯カメラ設置の相談に対応する旨の了承をいただいております。
10	団体の規約、名簿は、応募時に提出が必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 補助対象団体の要件を満たしているか確認します。
11	同意書の提出は必要ですか。	町へ提出していただく必要はありませんが、撮影範囲に住居等が含まれる方の同意は得てください。 なお、その際使用した同意書については、防犯カメラ設置団体で保管してください。

令和8年度太子町防犯カメラ設置補助事業応募書

〇〇年 〇月 〇日

太子町長 様

団体規約に記載の団体名と合致しているか確認してください。

団体名 〇〇自治会

押印不要です。

応募団体名、代表者名等を漏れなく記載してください。

代表者名 太子 太郎

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 揖保郡太子町〇〇〇■番地

電子メールアドレスをお持ちであれば、記載してください。

電話番号 自宅 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@example.com

令和8年度太子町防犯カメラ設置補助事業に下記のとおり応募したいので、関係書類を提出します。

記

提出前に、関係書類が全て添付されているかチェックしてください。

関係書類（応募に必要な添付書類）

	書類名	チェック欄
1	収支予算書	<input checked="" type="checkbox"/>
2	防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>
3	見積書のコピー（設置にかかる費用の総額を記載したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
4	仕様書のコピー（補助要件の機能を有することがわかるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
5	地域合意書及び維持管理等誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>
6	地域安全マップ（危険箇所等の検討結果を記載したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
7	写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
8	防犯カメラ等管理運用規程	<input checked="" type="checkbox"/>
9	応募団体規約のコピー	<input checked="" type="checkbox"/>
10	応募団体役員名簿のコピー	<input checked="" type="checkbox"/>

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
町補助金	120,000 円	
自己負担金	80,000 円	
計	200,000 円	

2 支出の部

消費税込みの金額を記入

科 目	予 算 額	摘 要
機器調達・設置工事費	200,000 円	
計	200,000 円	

・機器の調達に要する経費
カメラ・モニター・レコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の調達に要する経費を記載

・設置工事に要する経費
機器の取り付け又は設置工事に要する経費を記載

値引きや端数調整額等についても、機器調達・設置工事費に組み込んで金額を記載

この欄は使用しないで下さい

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

消費税込みの金額を記入
収支の合計金額は一致すること。

防犯カメラ設置補助事業 計画・変更・実績) 報告書

設置団体	団体名 〇〇自治会 代表者名 太子 太郎 電話 000-000-0000 携帯 000-0000-0000							
設置場所住所	〇〇市 〇〇区 〇〇郡 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号 (施設名 〇〇駐車場新設ポール)							
設置する場所の所有者								
設置許可有無	<input type="checkbox"/> 設置許可あり <input checked="" type="checkbox"/> 許可见込み(交付決定時には許可を得ていること)							
稼働(予定)年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日							
設備の概要	種 別	数量	仕 様					
	カ メ ラ <input checked="" type="checkbox"/> レコーダー接続型 <input type="checkbox"/> レコーダー一体型 (レコーダー一体型も 下記にレコーダーの 仕様を記載すること)	1 台	<input checked="" type="checkbox"/> 撮影画素数 38 万画素以上 <input checked="" type="checkbox"/> カラーでの撮影機能あり <input checked="" type="checkbox"/> 作動時間が 1 日 24 時間 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間撮影機能あり <input checked="" type="checkbox"/> 防雨機能あり					
	レコーダー	台	<input checked="" type="checkbox"/> 記録時間が 1 日 24 時間及び 7 日間以上あり <input checked="" type="checkbox"/> 1 秒間の記録コマ数：4 FPS 以上 <input checked="" type="checkbox"/> 記録画素数：38 万画素以上 <input checked="" type="checkbox"/> 外部記録媒体への画像記録機能あり <input checked="" type="checkbox"/> 記録画像の情報流出防止措置あり					
	防犯カメラの 設置を明示す るための表示	1 枚	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">サイズ</td> <td>縦 (30) cm 横 (20) cm</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> シール <input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td>表 記</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 「防犯カメラ設置」等及び設置団体名</td> </tr> </table>	サイズ	縦 (30) cm 横 (20) cm	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> シール <input type="checkbox"/> その他 ()	表 記
サイズ	縦 (30) cm 横 (20) cm							
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> シール <input type="checkbox"/> その他 ()							
表 記	<input checked="" type="checkbox"/> 「防犯カメラ設置」等及び設置団体名							
設置等の合意	<input checked="" type="checkbox"/> 設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体 内での合意がある (別添「地域合意書及び維持管理誓約書」のとおり)							
設置場所の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ設置場所周辺の防犯環境について、設置団体内で検討を している (別添「地域安全マップ」記載のとおり)							
管理運用規程	<input checked="" type="checkbox"/> 補助要件に定める事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められて いる (別添「防犯カメラ管理運用規程」のとおり)							

レコーダーを設置する
場合

SDカードを使用する
場合

「レコーダー接続型」に
た方は記載
SDカードを使用する場合は
空欄

注 該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和8年度太子町防犯カメラ設置補助事業で下記設置場所に設置する防犯カメラは、〇〇自治会の合意に基づき設置するものです。

太子町防犯カメラ設置補助金交付要綱及び〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、〇〇自治会が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

設置場所については、番地・施設名まで正確に記入して下さい。

設置場所	<p style="text-align: center;">揖保郡 太子町 〇〇 ■■番地</p> <p style="text-align: center;">（施設名 〇〇駐車場新設ポール）</p>
------	--

〇〇年 〇月 〇日

団体名 〇〇自治会

氏名 太子 太郎

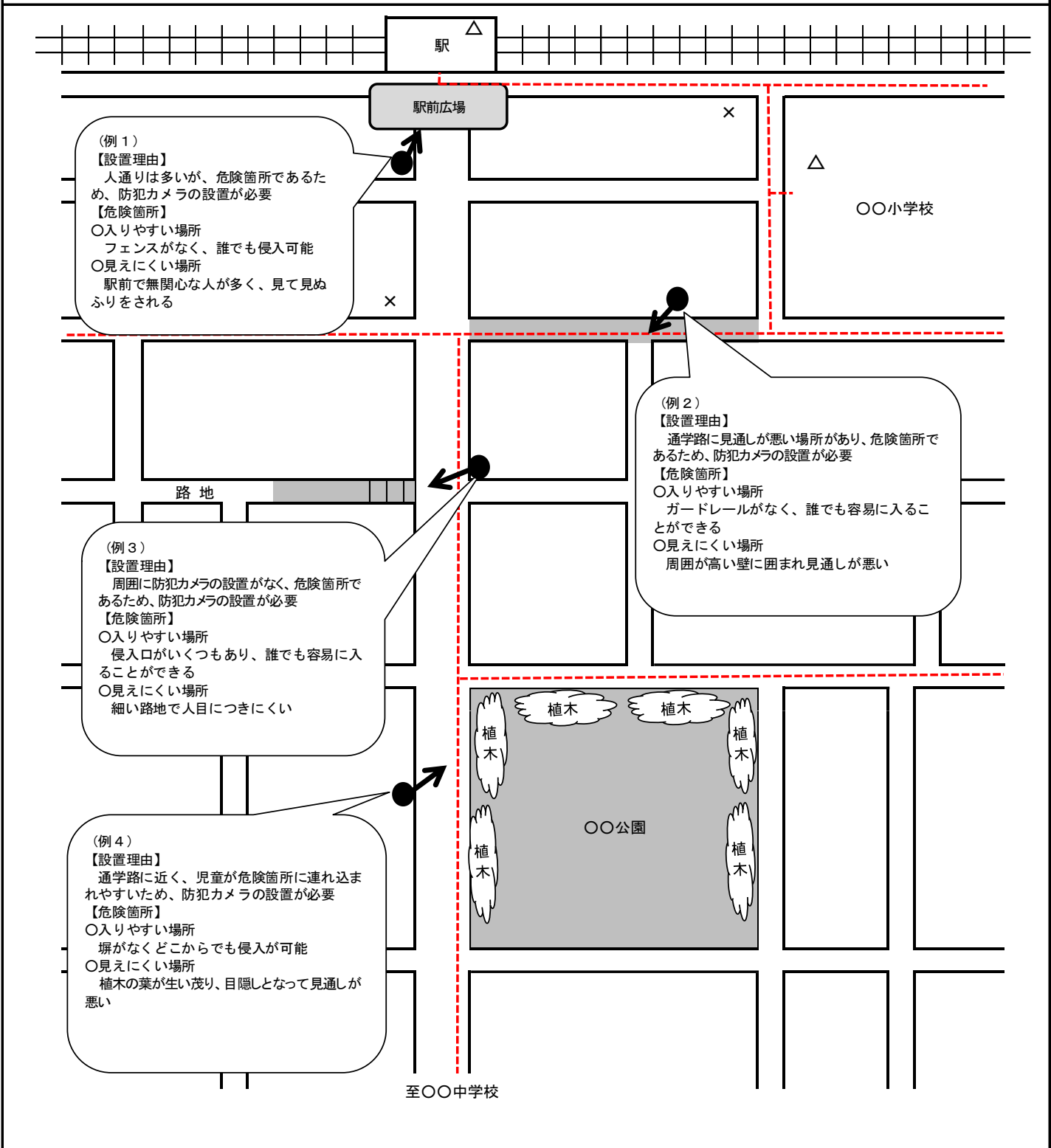
押印不要です。

地域安全マップについて(記載例については次ページを参照ください)

1	地域安全マップとは何ですか。	地域の通学路や公園などを点検して、 犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)をマップ上に表したものです。
2	だれがマップを作成するのですか。	応募団体 が、団体内や地域の方々と検討のうえ作成してください。
3	どこを点検するのですか。	目視可能な公共の場所 に限ります。個人の住宅などの私的な場所は、プライバシーの侵害になるので対象外とします。
4	マップ上に何を記載するのですか。	犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)を記載します。 危険箇所を中心に、今回設置したい防犯カメラの設置場所や、通学路、既設防犯カメラ、110番の家・店等を記載し、どこに防犯カメラを設置するかご検討ください。
5	危険箇所とは何ですか。	「入りやすい場所」、「見えにくい場所」を判断基準として、該当する場所を犯罪が起こりやすい「危険箇所」とします。
6	「入りやすい場所」とは、どのような場所ですか。	境界等が設けられておらず、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪を実行しようとする者が、簡単に怪しまれることなく被害者や犯行場所に近づける場所 ・ 邪魔になるものがなく、簡単に犯罪を実行できる場所 ・ 犯行後すぐに逃げるができる場所 のことで、道路、路地、公園等があります。
7	「見えにくい場所」とは、どのような場所ですか。	周囲からの視線が届きにくく、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助けを求めても誰からも助けてもらえない場所 ・ 警察に通報されるおそれが少ない場所 のことで、トンネル、地下通路、路地、樹木に囲まれた公園等があります。このほかに、人通りがあっても、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見て見ぬふりをされそうな場所 として、駅前広場、落書きが放置された場所等があります。
8	どうやって作ればよいのですか。	カメラの設置予定場所、撮影予定方向、危険箇所等の検討結果を示すものであれば、手書きやパソコン利用など、 体裁は問いません。 ただし、 用紙サイズはA3又はA4 としてください。
9	地図のコピーに書き込みしたものは地域安全マップとして提出できますか。	著作権を有する地図発行元の許可が必要です。 なお、国土地理院の地図(インターネットの検索サイトで「地理院地図」を検索)を利用して作成した地域安全マップを補助事業の関係書類として添付する場合は、許可は不要です。

※【設置理由】だけでなく【危険箇所】の説明も、必ず地図に記載してください！
 ※P4, P12参照

記載例 地域安全マップ (〇〇年〇〇月〇〇日 △△自治会作成)



【記載する項目】 ※ 以下の項目を地図に書き込んでください。

● 補助事業での防犯カメラ設置場所	× 子どもを守る110番の家・店
→ 防犯カメラの撮影方向	△ 既に設置されている防犯カメラ
■ 危険箇所	--- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)

【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1~4参照)

団体名を記入して下さい。

〇〇自治会

記載例

(目的)

第1条 この規程は、〇〇自治会が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪〇〇町〇〇-〇器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

第3条 〇〇自治会は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇自治会は、運用責任者を〇〇自治会防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところ者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇自治会は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の取扱いを適切に行うよう努めるとともに、自己の映像を収録された映像データを他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくない。

2 運用責任者等は、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくない。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより、適切に運用されるものとする。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の方法で表示すること。

(2) 防犯カメラが設置されている場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の取扱いをするほか、映像の外部流出防止策を講じること。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複製を行わないこと。

(2) 〇〇〇〇に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所へ持ち出すこと。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、〇週間までとし、当該期間満了後速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等を行うこと。また、捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則
この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。

防犯カメラ設置場所住所を記入して下さい。

団体名を記入して下さい。

映像及び記録媒体の保管場所を記入して下さい。
(例)
・施錠ができる保管庫
・施錠ができる自治会事務室
・施錠ができるレコーダー収納箱
・施錠ができるカメラのカードスロット

保存期間を記入して下さい。
(保存期間は1週間以上（7日間以上）必要です。)

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入して下さい。